㈢　事業主は、労働者が介護休暇の申出をし、又は介護休暇を取得したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第一六条の七関係）

4　所定外労働の制限の新設

㈠　事業主は、三歳に満たない子を養育する労働者であって、当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者等のうち、労使協定で定められた労働者に該当しない労働者が当該子を養育するために請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させてはならないこととした。（第一六条の八第一項関係）

㈡　事業主は、労働者が所定外労働の制限の請求をし、又は所定労働時間を超えて労働しなかったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第一六条の九関係）

5　時間外労働の制限の改正

事業主は、労働者が時間外労働の制限の請求をし、制限時間（一月について二四時間、一年について一五〇時間）を超えて労働しなかったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第一八条の二関係）

6　深夜業の制限の改正

事業主は、労働者が深夜業の制限の請求をし、深夜において労働しなかったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第二〇条の二関係）

7　所定労働時間の短縮措置等の新設

㈠　事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないもの（一日の所定労働時間が短い労働者を除く。）に関して、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（所定労働時間の短縮措置）を講じなければならないこととした。ただし、労使協定で、当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者等のうち所定労働時間の短縮措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでないこととした。（第二三条第一項関係）

㈡　事業主は、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる労働者であってその三歳に満たない子を養育するものについて所定労働時間の短縮措置を講じないこととするときは、労働者の申出に基づく育児休業に関する制度に準ずる措置又は労働基準法第三二条の三の規定により労働させることその他の当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（始業時刻変更等の措置）を講じなければならないこととした。（第二三条第二項関係）

㈢　事業主は、労働者が所定労働時間の短縮措置等の申出をし、又は所定労働時間の短縮措置等の適用を受けたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第二三条の二関係）

㈣　事業主は、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、⑴～⑶の区分に応じそれぞれ必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第二四条関係）

⑴　その一歳（当該労働者が一歳から一歳六か月に達するまでの子についてする育児休業申出をすることができる場合にあっては一歳六か月。）に満たない子を養育する労働者で育児休業をしていないもの　始業時刻変更等の措置

⑵　その一歳から三歳に達するまでの子を養育する労働者　育児休業に関する制度又は始業時刻変更等の措置

⑶　その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者　育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置

8　紛争の解決の新設

㈠　苦情の自主的解決

事業主は、育児休業、介護休業等の事項に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めることとした。（第五二条の二関係）

㈡　紛争の解決の援助

⑴　都道府県労働局長は、㈠の事項についての労働者と事業主との間の紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができることとした。（第五二条の四第一項関係）

⑵　事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第五二条の四第二項関係）

㈢　調停

都道府県労働局長は、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせることとした。（第五二条の五第一項関係）

9　育児休業、介護休業等の規定に違反をしている事業主に対し、厚生労働大臣がその違反に対し勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第五六条の二関係）

10　報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は二〇万円以下の過料に処することとした。（第六八条関係）

二　雇用保険法の一部改正関係

被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者が当該子の一歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合にあっては、その一歳二か月に満たない子を養育するための休業をしたときに、育児休業給付を支給することとした。（第六一条の四第六項関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇公文書等の管理に関する法律（法律第六六号）

（内閣府本府）

1　総則

この法律の目的、主な用語の定義等に関する規定を設けることとした。（第一条～第三条関係）

2　行政文書の管理

㈠　文書の作成

行政機関の職員は、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、法令の制定又は改廃及びその経緯などについて、原則として文書を作成しなければならないこととした。（第四条関係）

㈡　行政文書の整理等

⑴　整理

イ　行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこととした。（第五条第一項及び第四項関係）